

リーガル コンパス

LEGAL COMPASS

弁護士法人神戸シティ法律事務所
 弁護士 福永 晃一
 (兵庫県弁護士会所属)



第123回 どうなる？改正プロバイダ責任法の発信者情報開示制度（その2）

4 改正法では何が変わるのか

今回は、現行法の主要な問題点を2つ取り上げました。

一つ目は、発信者特定のための裁判手続の負担の大きさ、二つ目は、現行法下で請求可能な情報開示の範囲では発信者が特定できないケースの増加でした。

改正法では、主にこれらの問題点を解消するためのアプローチがなされています。

5 改正事項①：従来の手続に「加えた」新たな裁判手続の新設

(1) 3つの命令の申立てによる非訟手続

改正法では、現行の手続に加え、新たに裁判所の非訟手続（訴訟手続よりも簡易迅速な手続）により発信者情報の開示ができるようになります。

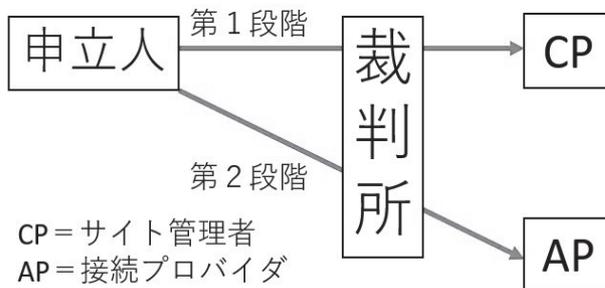
この非訟手続のもとでは、申立人は、「発信者情報開示命令」「提供命令」及び「消去禁止命令」という3つの命令の申立てをすることとなります。

以下では、これら3つの命令の申立てをしていく流れを段階的に追いながら、現行手続との相違点をご紹介します。

(2) 第1段階

申立人は、サイト管理者を相手方として、裁判所に対し、発信者情報開示命令の申立てをするとともに（改正法8条）、接続プロバイダの名称等の情報の提供命令の申立てをします（改正法15条1項）。

現行手続では、サイト管理者に対するIPアドレスの開示の仮処分という裁判所の決定を経なければ、申立人に開示されたIPアドレスをもとに接続プロバイダの名称を把握することができませんが、改正法の下では、提供命令により、申立人は、サイト管理者に対する発信者情報開示命令の申立てに対する裁判所の決定を待つことなしに接続プロバイダの名



称を知ることが可能となります。

(3) 第2段階

申立人は、今度は接続プロバイダを相手方として、裁判所に対し、発信者情報開示命令の申立てをするとともに（改正法8条）、接続プロバイダが保有する発信者情報の消去禁止命令の申立てをします（改正法16条1項）。

接続プロバイダへの消去禁止命令を速やかに申し立てることができることにより、サイト管理者との裁判中に接続プロバイダの保有する発信者情報が消去されてしまう現行手続上のリスクを回避することができます。

(4) 2つの発信者情報開示命令事件の一本化

接続プロバイダに対する発信者情報開示命令事件は、サイト管理者に対する発信者情報開示命令事件が係属している裁判所の管轄に専属することとなるため（改正法10条7項）、同一裁判部の同一裁判官により併合審理され、2つの手続が一本化されます。

現行手続では、同一の投稿について、サイト管理者に対するIPアドレスの開示仮処分の発令を経た後に、接続プロバイダに対する発信者の住所氏名の開示請求についての裁判を経る必要があり、それぞれ別個の裁判手続を経る必要がありましたが、改正法の下では、一度の裁判手続で済み、申立人の時間的費用的負担が軽減されます。

（その3に続く）